



一般社団法人 全日本クロスボウ協会

All Japan Crossbow Association

会員制度のご案内



「全日本クロスボウ協会」 会員特典！

協会員になると様々な特典がございます！

1 顔写真入り会員証の発行



入会者全員に顔写真および協会員ID入りのプラスチック製の協会会員証を発行いたします。クロスボウの運搬時や取扱時に携帯いただき協会員であることを証明してください。何らかのトラブルの際、クロスボウの所持理由が明確であることを証明できます。

2 協会員証明書の発行



入会者全員に協会員証明書を発行いたします。ご自宅等クロスボウと一緒に保管・掲示いただきクロスボウをスポーツ用として所持していることを証明してください。

3 クロスボウプレーヤー証明

近年犯罪等でクロスボウが使用されるケースが発生しております。所持や携帯時に万が一トラブルに巻き込まれた場合でも協会会員がスポーツのために登録しクロスボウを所持していることを当協会が証明いたします。

4 クロスボウ本体登録制度



当協会では安心してスポーツクロスボウを所持いただく為にクロスボウ本体の登録制度を設けております。お手持ちのクロスボウを新規会員登録時もしくは購入都度申し出いただく事により協会正規クロスボウとして登録いたします。新規会員登録時の特典としてクロスボウ3台まで無料でシリアルナンバー入りのアルミステッカーをプレゼントいたします。クロスボウ本体登録は以後も台数問わず無料ですが、ステッカーをご希望の方は追加クロスボウ1台につき200円/枚をお受けいたします。（送料別途）

5 会員交流サポート

全日本クロスボウ協会主催のクロスボウスポーツ大会やセミナー、イベント等に参加できます。会員同士の交流会や試射会の開催等も計画中です。

6 メンテナンスサポート

クロスボウのメンテナンス、その他修理上のアドバイスおよび業者紹介ができるので、安心してクロスボウをお使いいただけます。

クロスボウ業界の健全な発展を願って

当協会はクロスボウ業界の健全な発展と、安心・安全にクロスボウスポーツを楽しめる環境構築を目指し2015年に設立しました。今後さらなる発展のため、今期より業界初となるクロスボウの登録制度をはじめ、安心してクロスボウを所持利用いただくための証明システム等、様々な特典を活用いただける協会員制度の会員募集を開始いたしました。当協会の理念に同意いただけるクロスボウプレーヤーの皆様と共に理想の環境構築をしたいと思っております。

是非この機会に当協会へのご登録をお奨め申し上げます。

一般社団法人 全日本クロスボウ協会 会長 **奥本 一法**

会員登録費および年会費

初回登録時 5,500円（税込） 入会年度（～3/31迄）の年会費を含みます。

年会費 3,300円（税込） 入会翌年度よりお受けいたします。

お支払いは、手続き簡単な口座振替にてお受けいたします。面倒な振込作業や手数料等もかかりません！

※年会費は変更となる場合もございます

協会登録の手続きフロー

所定の協会登録申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえお申込みください。

入会審査の後、協会の承認など所定の手続きを経た後に会員証等を添え送付にて登録通知いたします。登録には概ね1ヶ月～2ヶ月程お時間をいただきますので予めご了承ください。

クロスボウに興味をお持ちで当協会の規約に同意いただける満18歳以上の方が対象となります

入会お問合せ

当協会HP等より
お問合せください

お申込書 他、 必要書類のご提出

必要書類は下記を
ご確認ください

審査・承認

必要書類受取後、
当協会にて審査・
承認いたします

登録完了

会員証等を送付
いたします

一般社団法人全日本クロスボウ協会 会員規約

第1条 目的

1. 本規約は、一般社団法人全日本クロスボウ協会（以下、「当協会」）の会員の権利義務、会費、入退会等、社団の運営並びに会員活動の基本事項や、当協会が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とします。

第2条 会員

1. 「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当協会所定の様式による入会申込みを行い、理事会が承認した者をいいます。

第3条 会員の種別

1. 会員は、「加盟店」、「一般会員」、「賛同会員」に区分する。
2. 加盟店は、当協会の目的に賛同して入会した法人（団体）とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
3. 一般会員は、当協会の目的に賛同して入会した個人とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
4. 賛同会員は、当協会の目的に賛同して入会した個人、法人（団体）とし、入会金及び年会費を納入した者とする。

第4条 会員サービス

1. 会員は当協会の発行する協会員証、会員登録証等の提示によりスポーツ利用者として登録されている正規会員であることの証明ができます。
2. 会員がお手持ちの個人所有クロスボウを会員規約に基づき登録できます。
3. 会員はクロスボウのメンテナンス、その他修理上のアドバイスを受けることができます
4. 会員は当協会指定の競技場を利用できます（利用規約・料金等は各競技場規定に準じます）
5. 会員は当協会主催のイベント、大会等の情報を受け取ることができます。
6. 会員は当協会の行うその他会員向けのサービスを受けることができます。

第5条 会員の入会申込み

1. 当協会への入会申込みは、当協会所定の方法に従って行います。
2. 会員は入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 当協会への入会申込みは、当協会に入会申込書が到着した時点で、申込みを受付けたものとします。

第6条 会員の入会承認の手続き

1. 入会申込み受付け後、理事会の承認および入会金・年会費の入金の確認をもって会員となることができます。
2. 理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。
 - a. 当協会の趣旨に賛同していないと判断した場合
 - b. 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
 - c. 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
 - d. 会員になろうとするものの事業が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、またはその恐れがあると判断したとき
 - e. その他、会員とすることを不相当と判断した場合

第7条 会費および支払方法

1. 会員は、別途定める入会金・年会費を当協会所定の方法にて支払うものとします。当協会は、一旦支払いを受けた入会金・年会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行いません。
2. 当協会は、会員への事前の告知をもって、入会金・年会費を変更することができるものとします。
3. 会員は、当協会の提供するサービスの利用にあたり、入会金・年会費のほかに別途費用が必要となった場合は、これを支払うものとします。
4. 入会金・年会費および別途費用は前納で支払うものとします。

第8条 有効期間

1. 会員資格の有効期間は、当協会が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第7条に定める入会金および会費の入金を確認したときから3月31日までとし、以後、第13条による退会の申し出または第14条による除名若しくは第15条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとします。

第9条 会員の権利およびサービスの内容

1. 当協会は、本規約に基づき、会員に対し別途定めるサービスを提供します。
2. 提供するサービスおよび諸条件は当協会よりの案内またはホームページにて通知します。
3. 当協会は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとします。

第10条 譲渡禁止等

1. 会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与または担保に供する等の行為はできません。

第11条 会員情報

1. 当協会は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下、「会員情報」といいます)を適正に管理することに努めます。
2. 当協会の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当協会は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたうえで必要な会員情報を提供することができるものとします。
3. 当協会は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
 - a. 法令に基づく場合
 - b. 警察等に情報の提供を求められた場合
 - c. 本人の同意がある場合
 - d. 法令により要請され、かつ、当協会が開示を妥当だと判断した場合
 - e. 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
 - f. 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第12条 変更の届出

1. 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当協会に変更の届出をするものとします。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても当協会は一切その責任を負いません。

第13条 退会

1. 会員は、当協会が定める所定の方法にて届け出ることにより、任意にいつでも退会することができます。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の1ヶ月以上前に当協会に対して予告するものとします。
2. 退会した場合、当協会のサービスは受けられなくなります。退会后、当協会のサービスの提供を受けるには、再度、第3条に規定する入会申込みの手続きを行うことが必要となります。

第14条 除名

1. 正会員および準会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当協会は当該会員の資格を一時停止または除名することができるものとします。
 - a. 会員または利用者が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
 - b. 会員または利用者が本規約またはその他の規則に違反した場合
 - c. 会員または利用者が当法人の名誉を著しく傷つけたと当協会が判断したとき
 - d. その他当協会が会員として不適当と判断した場合

第15条 会員資格の喪失

1. 会員は、前2条による場合、その資格を喪失します。
2. 当協会は、第1項に該当する会員に対して、すでに受領した入会金・会費や参加費用等の金銭の払い戻し等を行いません。
3. 第1項に該当する会員が、当該時点で発生している会費その他の債務等、当協会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しません。債務については、その一切を一括して履行するものとします。
4. 会員が第1項に該当することで当協会が損害を被った場合、当協会は会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第16条 権利帰属

1. 当協会が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当協会に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできません。
2. 会員は、当協会の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当協会から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできません。
3. 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとします。

第17条 規約の変更

1. 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
2. 本規約を変更した場合、当協会ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとします。

第16条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

1. 本規約は日本法に準拠します。また、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

登録に必要な書類をご準備ください

- ①登録申込書
- ②本人顔写真（運転免許証サイズ3.0cm×2.4cm）1枚
- ③本人確認書類の写し ・ 運転免許証（両面）もしくはパスポートなど
- ④預金口座振替依頼書
- ⑤クラブ（チーム）登録書（必要な方のみ）
- ⑥競技場提供者登録用紙（必要な方のみ）

以上①～⑥の書類を封筒に入れ、下記住所までご送付ください。

◆お申込書類の送付先

〒872-0033 大分県宇佐市住吉町2丁目27番地
一般社団法人クロスボウ協会 登録事務局 宛

スポーツ競技場を探しています！

協会員の皆さまは協会指定の競技場をご利用いただけます。（利用規約・料金等は競技場指定に準じます）現在、大分県・兵庫県・大阪府に候補地を持っており計画を進めておりますが、現在のところ指定競技場が非常に少なく、困っております。ぜひ会員のみなさまが所有またはご利用している競技場がございましたらご紹介もしくはご登録ください。審査のうえ指定競技場として正式に登録させていただきます。詳しくは協会までお問合せください。



全日本クロスボウ協会は安心・安全なクロスボウ業界の健全な発展に貢献しています

一般社団法人 全日本クロスボウ協会

登録事務局 電話 0978-38-7038 FAX 0978-38-7037

〒872-0033 大分県宇佐市住吉町2丁目27番地

協会HP <https://www.crossbow.or.jp> E-mail info@crossbow.or.jp

クロスボウ協会

検索



AJCA

一般社団法人
全日本クロスボウ協会